

第3回「(仮称) 新宿区町会・自治会活性化推進条例」検討委員会

令和6年3月18日(月)午後2時

新宿区役所本庁舎5階大会議室

出席者：16名、欠席者：4名

事務局：地域コミュニティ課長、玉置コミュニティ係長、竹本主査、一瀬主査
株式会社ダイナックス都市環境研究所橋本、北坂、鈴木

A委員 ただいまから第3回(仮称)新宿区町会・自治会活性化推進条例検討委員会を開催いたします。本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

議事に入る前に、連絡事項がありますので、事務局からお願いいたします。

地域コミュニティ課長 地域コミュニティ課長の村上です。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

資料の確認をさせていただきます。本日の資料でございますが、事前に送付をしてございます資料といたしましては、資料の1、表題が「第2回(仮称)新宿区町会・自治会活性化推進条例の検討に向けた意見交換会 結果概要」、それから資料の2といたしまして、「(仮称)新宿区町会・自治会活性化推進条例 骨子案について」、それから「(仮称)新宿区町会・自治会活性化推進条例の中間報告会の周知用のチラシ」、こちらを事前に送付してございます。

また、机上に配付しておりますものといたしましては、1つ目が次第、それから資料の3といたしまして、「(仮称)新宿区町会・自治会活性化推進条例 中間報告」のパンフレットです。A3のカラーで見開きになっているものになります。それから資料4といたしまして、「(仮称)新宿区町会・自治会活性化推進条例の検討スケジュール」、そして資料5が「令和6年度の討委員会の日程表(予定)」、以上が資料になってございます。資料に不足等がある方はお手を挙げていただきまして、また、その都度お声がけをしていただければと思います。

本日ですけれども、途中1時間程度経過した場合にはその時点で休憩を挟みまして、終了は午後4時を予定してございます。以上でございます。A委員、よろしくお願いいたします。

ます。

A委員 ありがとうございます。よろしいでしょうか。発言の際に冒頭お名前をおっしゃっていただければ助かります。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは当委員会ですべて2回にわたりまして、条例に関して検討を進めてまいりました。骨子案の確認が今日の大きな議題であります。本日はその条例骨子案を確認する機会とさせていただきますので、何とぞよろしくお願いいたします。

それではお手元の議事次第に沿って進めさせていただきます。次第の2番、「町会・自治会との意見交換会の結果について」ということで、事前に資料が配付されておりますが、改めて事務局から説明をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

地域コミュニティ課長 地域コミュニティ課長です。それでは資料の1をご覧ください。「第2回（仮称）新宿区町会・自治会活性化推進条例検討委員会の検討に向けた意見交換会の結果概要」ということで、こちらは町会・自治会の方々、皆様に対しまして、条例の骨子案のたたき台ができました時点でご意見を伺い、検討の基礎資料とするため、開催したものでございます。対象につきましてはそちらに記載のとおり、各地区の町会長、自治会長、それから役員の皆様でございます。開催日時、場所は記載のとおりとなっております。

恐れ入ります、2ページ目お開きいただきますでしょうか。2ページ目に参加実績ということで書かせていただいておりますが、10地区合わせまして合計146町会、165名の方にご参加をいただきました。3ページ目以降が、いただいた意見の主なものになってございます。

カテゴリーは、条例骨子案のたたき台の項目に沿って分けさせていただいております。

まず、前文から順番にご紹介させていただきたいと思います。3ページ目のローマ数字のⅠ、前文についてでございます。前文につきましては、町会・自治会が担う役割、新宿区のまちの特性、条例の趣旨をより分かりやすくするための工夫などについて、追加のご提案ですとか、こういう言い回しがあったらいいのではないかというご意見が多く寄せられました。

例えばですけれども、ローマ数字のⅠのア、町会・自治会が行っている活動のうち、伝統文化の保存などの視点が抜けているのではないか。その3行下ですけれども、歴史の継承や地域の文化の保存ということを、町会の役割としては入れたほうがいいのではないかというようなご意見。それから新宿区の特性については、ウ、エでございますけれども、

新宿区の特性を入れた条例にしてもらいたい、新宿区は外国人の方が多い、あるいは昼間人口が多いといったことが新宿区の特徴であるというようなご意見です。L委員からも前回の委員会で、外国籍の特徴については入れたらどうかというようなご意見をいただいております。やはり、地区の町会の皆様からもそういったご意見が出たところでございます。

また、カでございますが、やはりプラス思考のキーワードということで、新宿をふるさとと、自分の住んでいる場所をふるさとと思うというような、そういうキーワードを設けたらどうかというご意見があったところでございます。

一方で、キやコ、サというところに、もう少し町会に入るメリットというのを盛り込んでほしいというご発言がありまして、来年度、素案を条例の条文の形式にして検討を進めてまいりますので、肉づけをしていくというようなことで、区からはご回答をしたところでございます。

続きまして4ページをご覧ください。ローマ数字のⅡ、総則についてでございます。総則については、基本理念や定義に関するご意見でございます。基本理念に関しましては、今回のこの条例の骨子案は連携をキーワードにして、いろいろな主体が町会・自治会活動に参加、協力、連携をするというようなところが基本的な考え方でございますけれども、その連携の前に、立場の違う方同士が相互理解、思いやりを持ってというスタンスでいるということが非常に重要であり、そういう前提がないと連携に進まないのではないかと、ご発言をいただいております。

また、基本理念のイのところですが、条例の基本理念、非常に重要な部分なので、誰でも分かるようにしてほしい。ある地区ではスローガンなどをつくって、条例の普及啓発のときにそういったスローガンを使いながら周知、啓発をしていただきたいというご意見もございました。

定義につきましては、ア町会・自治会の定義について、それまでは居住する方々の支援に基づくという定義でございましたけれども、町会の中にやはり事業者、法人といった法人の方が町会員として入っているのです、そういう方への考慮もしていただきたいということで、定義の中に入れてほしいというご意見がございました。

それからイですが、「地縁」という言葉はその地域の血縁関係を示す言葉を連想し、狭い意味で捉えられてしまう可能性があるのではないかと、ご意見もございました。

それから飛びましてカ、コミュニティのイメージの図を示させていただいたのですけれ

ども、その中に学校やスポーツ団体、これから連携を強めていきたい、そういった地域における各主体を盛り込んでもらいたいというようなご意見をいただいたところでございます。

一方で、定義のエにございますように、区民の定義の中に住んでいる人だけではなく、働く者や学ぶ者というのを区民の定義の中に入れて、対象にしているのですけれども、それについて疑問に感じるというようなご発言も、何人かの町会の方から出たところでございます。

続きましてローマ数字のⅢ、役割についてでございます。この役割についてはこの条例の中心的な規定になってございます。まず町会・自治会の役割については、アの町会の役割、区の役割、いろいろ規定されている点が非常によいというような点。それから5ページ目にまいりまして、イの一番最後なのですが、上から3行目ですね。町会・自治会も条例があるからといって上から目線になることや、やってもらって当たり前だと考えるようになってはいけないのではないかと。きちんと事業者などとの関係をつくるために努力をするというような、そういうことも必要なのではないかということで、町会側の役割にこういった視点も含めたらどうかというご発言もいただいております。

また、町会の役割のオでございますけれども、町会・自治会は地域コミュニティの中心的な組織として、地域コミュニティの発展に寄与すると、義務づけ的な規定ぶりで定義がされているのだけれども、区民の方は努力義務と言いますか、努力規定があり、もう少し「努める」というような表現に変更していただいたほうがいいのではないかとというようなご意見があったところです。

また力でございますけれども、町会・自治会は様々な活動を行っているように、分野が広く、求められていることがとても多く、それをそもそも見直さないと持続可能な状態にならないのではないかとということで、かなり負担を感じているというような現状があるというのが、この発言からも区のほうとしては感じたところでございます。

続きまして②の区民の役割についてです。やはり圧倒的に多かったのは、町会に加入することを強制的な言い回しで規定ができないのだろうか。今は努めるというような書きぶりにさせていただいているのですけれども、やはり強制的に加入をするという、踏み込んだ表現にしていきたいというのが、多くの地区からいただいたところでございます。

やはり強制加入というのは意見交換会の中でも町会の皆様にご説明したのですが、裁判の例を見ますと、条例の中に強制加入の規定を設けるとするのは難しいと考えております。

また、一方で区民のイのご意見ですけれども、努めるという表現についても少しいき過ぎなのではないかというようなご意見も、少数意見ですけれどもあったところでございます。

次に少し飛びまして、④のマンション等建設事業者、それから6ページにいきましてマンションの管理者等については非常に多くのご意見、ご要望をいただいたところです。例えば5ページのマンション等建設事業者の一番最初のアのご意見のように、マンションが町会と連携調整するように強制してほしい。それから、開発事業者が町会と関わるよう強制力があるものにしてもらいたい。6ページにまいりましてエ、マンション建設事業者、それからマンション管理者等との協議内容、これがすごく重要だということで、具体的な連携ですとか協議をする仕組み、これについて具体的に考えてもらいたい。そういったご意見がこのマンションの関係の事業者、それから管理者については多く出されたところでございます。

続きまして7ページにまいりまして、⑥の小中学校・高校の役割でございます。この役割については非常によいということで、賛成の意見が多かったのですけれども、ここに書かせていただいたとおり、アのご意見、PTAの活動は地域の皆さんと町会・自治会とのつながりや交流が非常に深まるんだと。連携・協調もより一層お願いをしたいというようなご意見がやはり多く出たところでございます。

区内の大学・専修学校、⑦ですけれども、これについても非常によいというようなご意見が多かったところでございますけれども、学校が地域と結びつく、具体的な方法についても、これから考えていったらよいというような、施策のほうに対するご要望がご意見として出たところでございます。

飛びまして8ページをご覧ください。区の責務でございます。ローマ数字のⅣでございます。この条例について出来上がった後の、施行された後の周知が非常に重要だということで、そういったご意見が非常に多く出ていたところでございます。

イのご意見ですけれども、どうやって周知していくかが課題だと感じた。また、エでございますけれども、条例が具体的にどのような活動、連携に結びつくのかを周知の際に示していただいたほうがよい。これはN委員も、前回の検討委員会の際にですかね、周知の際に具体的にこういうメリットがあるのだというようなことを、具体的な例を示しながら周知をしていく必要があるんじゃないかというようなご意見を賜ったところでございます。

区の責務、具体的には施策なのですけれども、オでございますけれども、具体的に施策を検討してくださいというようなことでご意見をいただいております。

ローマ数字のV、施策の推進についてです。非常に様々なご意見あったところで、その中の内訳を、区と町会の関係や、9ページに記載している、参加や加入の促進、マンションに関する施策ということで分けさせていただいております。

8ページの区と町会の関係で言うと、町会に対して行政から求められていることが非常に多いというご発言、ご意見が各地区からもあったところです。特に掲示板への依頼については、少し区のほうも考慮をしていただいた上で、掲示依頼をしていただかないと、かなり負担になっているというご意見が出たところでございます。

それから9ページにまいりまして、町会が防災区民組織としての役割を担っているのですが、これについても、これについて、これから自分たちだけではなくて、いろいろな地域の主体と連携をしていかないと、なかなか今後対応が難しいのではないかという、防災に特化したご発言も多く出たところでございますので、これについてはこの条例ということではなく、具体的な施策として危機管理担当部のほうに、ご意見については、情報提供させていただこうと思っています。

またその下、参加や加入の促進についても、イでございますが、町会の加入やその重要性について加入のアプローチ、それを具体的に考えていただきたい。それからオでございますが、勧誘するときに説明のひな形として、「こういうふうに説明したらより分かってもらえるんだよ」という、標準的な言い方のパンフレットみたいなものを一緒につくって、それを持っていって勧誘ができたらいいなというご発言もありました。その下マンションに関しては、やはりこれもマンションと話し合いをする際のひな形を作成していただきたいという意見がありました。

10ページにまいりまして、連携について、町会同士で同じような事業がある場合、一緒に取り組むなどの方法もあるのではないかと。それから町会内の、区内の町会・自治会の中で、この町会の問題をこう解決したというケーススタディを広くみんなで共有をすることで参考になるのではないかと。町会運営のノウハウ集も作成してもらいたいというようなご発言。学校との連携を具体的に進めてもらいたいというご意見が出たところです。

また情報発信についても、世代によって情報を得る媒体や情報源が異なる、世代ごとに適した広報のための情報媒体を検討していただきたいというご意見も出たところでございます。

その他のご意見ということで書かせていただいております。紹介は割愛させていただきますが、様々出た意見、骨子に反映するもの、それから今後の施策の検討に反映するも

の、こちらで整理をさせていただきまして、今後の基礎資料にさせていただいているところでございます。

なお、今ご説明させていただいたのは概要になってございまして、ご意見の全件の一覧につきましては、お手元のデータ資料集に挟み込みをさせていただいておりますので、お時間があるときに全件の一覧についてもお目通しいただければと思います。

長くなりましたが、説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

A委員 ありがとうございます。今のは、町会・自治会の方々との意見交換会の報告ということで、非常にたくさんのご意見をいただいたところであります。私も、事前に全て拝見をいたしましたけれども、こんなにたくさん関係者の方にお集まりいただいたということ、本当に大変貴重なことで、それから条例に期待するものがあるということで、実際ご意見の中にも条例への期待を背景に、いろいろ賛成であるとか、あるいはここが足りないとかおっしゃっていただいているので、とてもよい会合だったのではないかと想像いたします。

ご発言の中で、こういう活動をやっているんだといったような、あるいはこういう活動を今後やっていきたいんだといった前向きなご紹介、ご意見もありまして、非常に感銘を受けたところであります。どうやって若い世代を引っ張り込んでいこうとか、会議の時間や対応を工夫したり、あるいはITツールを使って、これもコロナ時代からかなり試みられていることではありますけれども、やはり今の大学生とかを見ても、情報の得方が全然違ってきています。我々は紙に書いたものを見て情報を得るというのが基本のように思っていますけれども、今どきの学生はほとんど紙は使わないので、我々の教材配布も全部PDFファイルで渡して、彼らもそういうパソコンとかタブレットとかで見ていると、そういう時代になっています。

そういうことを考えると、ITツールを使って情報を届けるということがどうも待ったなしになっていると私も感じております。そういうことについて対応していらっしゃる様子も出てきております。他方で、やはり掲示板というのは重要だと思ひまして、そのことについてのご意見もやはりありました。本当にいろいろ真剣に考えていただいて、さすがだなというふうに思いました。

それから印象的でしたのは不動産関係の事業者ですね。マンション管理会社とか、あるいは建設業者とか、あるいは不動産取引に関わる方々とか、そういう事業者の方々に対する期待でかなり大きいということですね。それがこの条例でどのように受け止められるか、

今後また検討していかなければいけないと思いますが、そこはやはり改めて感じたところでございます。

自治会ハンドブックといったものについてのご要望も非常にあるようですので、こういったものをつくりながら、改めて行政と町会・自治会との連携、関係をよいものにしていくということができるのではないかなと感じたところでございます。

ほかの自治体なんかを見ますと、自治会活動ハンドブックで結構すばらしいものができているんですね。逆に言うところまでやらないと、今町会・自治会に入ってくれないわけですが、それでもハンドブックがあると、「ほかの町会はこうやっているんだ」といった事例集的なコラムがあったり、非常に参考になるんだろうと思います。今のは検討会のご報告で、我々として参考にすればよろしいことでありますけれども、何か報告というか、真意はどういうところにあったのかとか、そういうことがもしご質問としてありましたら承りますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

全件について、もうちょっと詳しく知りたい場合は、全件についての資料も提供されているようですので、そちらをご覧くださいだと思います。どうもありがとうございます。我々としても大変参考になる資料のご説明でございました。

それでは次の議題に進みたいと思います。次第の3番ですね。条例骨子案についてです。事務局からご説明をお願いいたします。

地域コミュニティ課長 それでは資料の2、「(仮称)新宿区町会・自治会活性化推進条例 骨子案について」をご覧ください。

前回12月の検討委員会、1月の下旬から2月の頭にかけて、町会・自治会の皆様に対して開催しました意見交換会、それぞれ出たご意見を踏まえまして、条例の骨子案ということで、反映をしたものがお配りをしている資料になります。前回、検討委員会でご確認をいただいたものから、変更しているところが赤字になってございまして、赤字部分を中心にご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、2ページ、3ページ目でございますけれども、2ページは全体の構成ということで変更はございません。少しデザインだとかテイストが変わっているかもしれませんが、構成は変わってございません。

それから3ページ目の最初ローマ数字のIの前文についてでございます。今回、追加で入れさせていただいたり、変えたところが赤字になってございますが、1つ目でございます。町会・自治会の役割の部分で、先ほど意見交換会でも出ましたけれども、町会・自治

会は地域の歴史や文化の継承、あるいは保存という重要な役割を担っているというようなご意見が出たところです。そのため、防災・防犯、環境美化、歴史・文化の継承、福祉、賑わいづくりというところで、この歴史・文化の継承というのを入れさせていただいたところでございます。

それからその3つ目でございますけれども、これはL委員、それから各地区の町会のほうからもやはり新宿区の特性として、外国籍の方が多いというのはまず特徴なんだというようなお話がございました。新宿区は昼間人口の半数以上が在勤、在学者であり、また転入者、外国人も多く、多様性のある自治体であるというような表現になってございます。

それから4つ目でございますけれども、新宿をふるさと思う人を増やしたいというふるさと化のご発言があったこと、それからまず連携の前に、お互いに相互理解や思いやりの気持ちがないと、連携や協力に発展しないというご発言がありまして、区民や地域で活動する様々な主体が新宿をわがまちと捉え、相互理解と思いやりの気持ちを持って地域コミュニティの一員として、町会・自治会への理解・関心を深めるとともに、その活動に参加、協力、連携することが町会・自治会の活性化につながるということとさせていただいております。

最後の「町会・自治会の活性化につながる」というのが、前回は「地域コミュニティの活性化につながる」ということで、まずは町会・自治会の活性化をして、その後、地域コミュニティが活性化をし、暮らしやすいまちを実現するという流れなので、これは事務局のほうで自主修正をさせていただいたところでございます。

4ページ目をご覧ください。修正した箇所、定義でございますが、まず町会・自治会でございます。「一定の区域に居住する者により形成された」というのが前回までの骨子案のたたきでございましたけれども、ここに「及び法人等により形成された暮らしやすいまちの実現に取り組む組織」というふうにさせていただきました。居住する方だけではなく、事業者や法人も会員として町会には入って構成してございます。また、町会は単にそういう住んでいる方、それから近くに活動する方の集まりというだけではなく、やはり目的が暮らしやすいまちづくりに取り組んでいる公益的な活動を行う組織なんだということをやはり明確化したほうがいいのではないかと。これはA委員のほうからも、ぜひこの町会が単なる組織ではなく、暮らしやすいまちの取組を行っている公益的な組織なんだというようなところは入れたほうがいいのではないかとというご助言をいただいたところです。

また、区内事業者等のところ、括弧書きの赤字で、社会福祉法人というのを入れさせて

いただいておりますが、連携先に福祉の施設ですね。福祉事業者も非常に多くありましたので、ここに入れさせていただいたところでございます。

この下のマンション管理者等については、事務局のほうの自主修正で、幅広い共同住宅を含めるための文言整理で行わせていただいたところでございます。

5 ページ目でございます。地域コミュニティのイメージ図にそれまで入っていなかったスポーツ団体を加えたほか、委員から、もう少し細かい書きぶりで、具体的な団体の名称なんかを入れさせていただいたのですが、スポーツ関連団体ですとか、それから子ども関連団体、女性関連団体ということで、広く包含的に範囲を広く取って示すような、そういう表現がいいんじゃないかということでご意見いただきましたので、修正をさせていただいております。

6 ページ、7 ページをお開きください。6 ページは、修正したところはありません。7 ページの役割の規定でございます。まず①の町会・自治会の役割でございますけれども、意見交換会の中で、町会だけ地域コミュニティの発展に寄与するということで、非常に義務的な表現になっていたというところで、気になるというご発言がございました。そういったことを受けて、地域コミュニティの発展に寄与していただいているのですけれども、寄与してきたことを踏まえ、これまでの取組を今後将来にわたって長く次世代に伝えていくよう努める、そういうところで努力規定とさせていただいたのが、事務局の修正案になります。

区民のところでございますが、「町会・自治会活動に関わるよう努める」というふうに、これまでなっていたところですが、ほかの「参加、協力」という表現と合わせて入れさせていただいて、修正させていただきました。

続きまして8 ページ、9 ページにつきましては特に修正はございません。

それから次に10 ページ、11 ページ、これは区の責務や施策の推進でございますが、10 ページ、修正したところなのですが、施策の推進の「記載する事項」のところの表現が、前回までの骨子案のたたきでは、ここに具体的に町会・自治会の持続可能な組織づくりや地域コミュニティの基盤づくり、あるいは安全安心で快適なまちづくりといった、施策体系の大きなタイトルを条例の中にあらわしていくというような、そういう案で書かせていただいていたのでございます。委員からもここまで細かく記載をするのはどうかというようなご発言がございまして、今後、例えば3つの体系の大きな柱も時代とともに変わったときに、その都度、条例改正をしなければいけなくなってしまう可能性もございま

したので、条例に掲げた目的を実現するために必要な施策というような表現としました。

それから各地区の町会の皆様から、施策を具体的に検討していただきたい、実効性を担保していただきたいというご発言があり、前回、検討委員会の中でB委員から、計画をつくってもいいのではないかと、計画をつくったほうがいいというようなアドバイス、ご発言をいただきましたので、今回この条例に必要な施策を総合的に推進するための施策を条例と併せて、検討を進めていくことにしまして、計画を定めるものとするという記載になってございます。

11ページについては赤字がございましたけれども、これは前回と変更したものはございません。

以上、雑駁でございますけれども、検討委員会、それから意見交換会のご意見を踏まえて反映した、修正した点については以上でございます。委員長、よろしくお願いいたします。

A委員 ご説明ありがとうございました。これは条例骨子案の確認という議題でありまして、ここで確認すれば来年度は実際に条例そのものと言いますか、条例の条文を検討して区議会に区長から提案していただく中身をこの委員会でも議論していくということになります。年度の最後のとても重要な議事でございます。よろしくお願いいたします。

ご自由にというふうにしてもよろしいのですけれども、非常に重要なことですので全員にご発言いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

H委員 町会並びに商店会、それぞれの地域の会長をしておりまして、今回のこういった条例につきましては非常に興味を持っておりまして、今日、今ご説明いただいた資料についての内容については、まさに今までいろいろ皆さんからのご発言があった中で、こういったものをまとめてこられたのかなと。それはそれで大変に有意義なことだと私は思っております。

なお、先ほども申しましたように、私自身が商店会の関係の役員もしておりますので、いわゆる地域というものを一体どう捉えているのかと。町会というのは、1つのまとめ役ということは、私は全く異議がないわけでございますけれども、何か事があれば、やはり一緒になって皆さんが力を合わせてやろうというようなことがまず根本にありまして、その中で具体的にどういったことを盛り込んでいくのか。当然、今日いろいろお示しいただいた各項目については、方向性としては全くそのとおりだと思いますけれども、具体的な内容について、もう少し詰めていくことが、次年度、6年度に向けて、そういったことが

きっと、いろいろ具体的なことが話し合われるのかなと思っております。

いずれにしてもこの最初の骨子案等については、私にとっては、この方向でよろしいのかなと思っています。

A委員 ありがとうございます。では、お隣、お願いいたします。

I委員 これを見せていただきまして、H委員もおっしゃいましたけれども、まさにこれを進めていくことでいいのかなと思っています。実際、抱えている問題としては非常に厳しくて、世代がどんどん若返ってくれば価値観も相当変わっていますし、我々が常識的に、我々も、もう60過ぎていますから、常識的に思っていたことがそうではないと思っている方もたくさんいらっしゃるって、非常に世代間による意識の違いや地域の関わり方の違いが、相当あると思うんですね。だからやっぱり区の中である程度同じベクトルになれるような、こういうものを発信するということは意義があると思いますし、ただ、これが非常にものすごく効果的かと言われれば、なかなかこれはそれぞれの問題というのはそう簡単ではないと思います。

ただ、諦めてもこれはしょうがないことなので、ぜひ、こういう形で皆さんの気持ち少しずつまとまっていく。そして地域を何とか自分たちの力で盛り上げていくというような形の指針の1つになればなと思っています。以上です。

A委員 ありがとうございます。ではどうぞ。

K委員 皆さん、おっしゃられているように、これだけ骨子ができて、大分形ができてきたところで、最初の定義のところにあるイメージ図ですね。せっかくこれだけいろいろ、それぞれの役割とかをこういった骨子案でまとめているので、このイメージは、今あるイメージって、恐らくまだこれがまとまっていない状態のイメージ図なのかなというふうに思っています。

ですので、こういったそれぞれコミュニティの中にいろいろな団体があるものが、こういった条例を通じて、こういった形でつながっていくんだよというイメージの絵が、図が入ると、より伝わりやすいかなという気がします。

今、それこそいろいろ新しい団体を加えていますけれども、結局、町会・自治会と全然外れたところにある状態になりますので、これらのコミュニティの中のそれぞれの団体が、町会・自治会を中心に組み合わさる。そして町会・自治会に入っていない、恐らく区民の方も絶対関わることになり、区民の層があって、その区民の層の中にいろいろな団体もあり、その中で、もちろん全員が町会・自治会に入るわけではないので、中心部のところに

かぶさる部分があったりとか、もしくは横のつながりみたいなものが出てくるかもしれないので、この条例によって、我々はどういうふうに地域コミュニティの関係をつくり上げたいのかというようなイメージの図を最終的につけると、今この状態から、この条例に取り組むことによって、こういう形に変えていきたいんですよというほうが、もしかするといろいろな区民の方々も分かりやすく、文章を読んで一生懸命頭の中で組み立てるというよりは、まずはそういったイメージの概念を出していく。「我々はこちらに持っていきたい」というのを載せると、よりよく伝わるのではないかと思います。以上になります。

A委員 ありがとうございます。つながりの現状と、理想の状態とを図示できるといいけれどなというご意見でした。ありがとうございます。ではお隣、お願いいたします。

L委員 何点か確認と、それから意見について述べさせていただきたいと思います。まず前文の中の第1パラグラフなのですけれども、町会・自治会は、地域コミュニティになくてはならない存在であるという書き方ありますけれども、これは意見交換会の中で、新宿区は町会・自治会をどのように位置づけているのだというようなご意見があったと思うのですけれども、この部分のパラグラフを、例えば、重要なパートナーでありとか、そういった部分で位置づければ、ここで十分に位置づけのことにに対する回答になってくるんだろうと思っています。

次のページで、定義づけの中のマンション等の中で「長屋」という表現があるのですけれども、これは適当なんでしょうか。今どき長屋というのは、表現がいいのかどうか、私は分かりませんが、確認をさせてください。

それから私、前回のときにご指摘というか確認をさせていただかなかったのですが、マンション等の建設事業者に対する条例の記載の仕方が義務規定になっているんですね。この点については法的に十分に検証した上で、義務規定になるということが必要だと思っています。

それから最後、トータルですけれども、条例の建てつけと言いますか、構成が、前文があって、役割があって、施策の部分のところが、イメージがなかなか湧かないんですね。この条例の中でこういう町会をつくりたいという、そういう顔をこの施策の中で見せる。最後の段階ですね。例えばそれぞれの役割、区とか、住民とか、町会とかの役割。それぞれ町会の役割を、それぞれが果たした上で、最後にこういう町会の姿を見せるということ、ある意味では抽象的な表現で、出てくるのが、私のイメージとしては、この施策の推進の中になってくるかなと思っています。

それから、広報の中で、条例と推進プランという表現をされていました。これだと、受け止め方としては、条例と計画というのはある意味で別物かなという受け止め方をしていると思うのですが、それでは間違いだろうかということです。以上です。

A委員 ありがとうございます。何点が質問がありました。事務局からお願いします。

地域コミュニティ課長 I委員、ありがとうございます。パートナー、今、位置づけですね。町会・自治会の位置づけが条文の骨子案上は出ていないというような意見、確かに意見交換会の中でも出ました。この骨子案、今年度の最終ゴールにつきましては、今、なくてはならない存在というような表現なのですけれども、今後、条文の形式に変えて、前文が非常に重要な部分ですけれども、その辺をどういう表現にしていくのかというようなことと併せまして、今後の検討としてさせていただこうかと思っています。

それからマンションの義務の規定ぶりについてなのですが、いくつかの自治体の条例を見たときに、区民やそれから事業者、それから区の責務という役割規定、あるいは責務規定をあらわしている条例をいくつか見させていただいて、中には届け出をしなければならないというような表現で、町会・自治会活性化推進条例の中に、規定が置かれている自治体も見受けられました。

それで、確かに規定ぶりについては、あまり濃淡がないほうがいいのかもしいかなのですが、今回やはりマンションとの関係、あるいはマンションへの考慮というのをせざるを得ないのではないかなというのが区の考えとしてございます。

最終的に「何々しなければならない」という表現にするのか、I委員も前回、2回目の委員会で、例えば義務の規定にするにしても、「何々するものとする」というような表現と、いろいろあるんだというようなご発言いただいているところですので、その辺は条文形式にしたときに、どういう表現にするのかは今後しっかり検討していきたいと思っています。

いずれにしても、マンションとの連携や、マンションに対するアプローチについては強い意思表示もそうなのですが、仕組づくりもした上で、かつ町会の皆様にも負担にならないように考慮もした上で考えていきたいと思っています。

それから条例とプランの話なのですが、今回、理念中心型の条例で今、検討していただいています。先ほどI委員からもあったのですが、条例があって、この条例を周知するだけで劇的に町会・自治会に皆さん関わるようになって、活性化が図れるかというところについて、そういった重要な部分をももちろん周知もしていくのですが、具体的な施策づくりがすごく重要だと思っています。条例の基本的な考え方に基づいて、

総合的な地域コミュニティ活性化、町会・自治会活性化のための施策を考えて、それを体系化した計画を条例の施行と併せて策定していきたいと思っていまして、令和6年度は両方同時並行で検討していきます。

それから長屋なのですけれども、新宿区の考え方として、共同住宅の中にマンション、それから長屋も含めて、長屋という表現で定義づけさせていただいていますので、マンションですとか、アパートといったようなもの、それから長屋も含めて、この条例では広く対象としていきたいと考えております。

Ｌ委員 1点だけ。先ほどの義務規定に関するものなのですが、先行した自治体の中で、町会の活性化推進条例を制定した自治体の中で、区民に対して、公然と義務規定をして、書いて、それが訴えられて裁判になって、駄目なのはおかしいだろうという判断がありますね。ですから、ほかの自治体に同じような形の表現があるということだけではなくて、きちんと法的な検証としておいたほうがいいのではないかとということと同時に、最大限の協力に努めるものとするという表現で、十分に事業者が反発しないで協力してくれるように配慮したほうが、町会の役員の人たちが事業者に対して、お願いをしたときに、条例を持っていったときに、強制されているような位置づけとして受け止められてしまうと、役員の方が反発をされてしまうという懸念がございますので、その点確認をさせていただきたいと思います。

地域コミュニティ課長 他の自治体の先行の条例で、区民の方に加入の強制というような意味での義務ではなくて、マンションの管理をしている事業者に対して、届け出の義務を課すような、そういう表現がございました。

例えば、マンションの管理をする立場の者は事前に届け出をしなければならないというような表現がございます。また、今回新宿区の条例については、「加入」という言葉は一切使ってございません。それはこの検討委員会で皆さんが加入を強く求めるのではなくて、自然に町会の活動、町会の組織、あるいは活動に理解をして、それを重要だというふうに自然に思っ、それに関わるというようなところが、やはり皆さんそういう雰囲気ですりたいというようなご意見を、第1回目いただきましたので、加入という言葉は、新宿区の条例では使ってございませんで、理解、それから関心、それで活動への参加を努めるというようなところで、ほかの多くの自治体は加入という言葉を使っていますけれども、新宿区はどこの条例についても活動重視で、その町会の重要性だとか、意義をやはりみんなに分かってもらおうという、そういう構成になっています。

また、委員のご発言についてはしっかり参考にさせていただきますので、ありがとうございました。

A委員 ありがとうございました。来年度に向けて条文の一言一句を検討するときに、法制担当とも協議しつつ考えなければいけないかなと思います。

それから、先ほど事務局からご説明のあった義務づけの仕方は、いわゆる手続的な義務なんですね。届け出て、その後いろいろ行政指導を受けて、それに従わなければいけないかどうかというのはまた別問題で、いついつまでに届け出をしなさいという手続上の義務を課すというのは、法制上問題が少ないことが多いということで、そこは法制担当と協議されれば、裁判所がどう判断するかということを事前に予測することが可能であると思います。そういう手続的な義務を課す趣旨の条例が、ほかの自治体にあるということだろうと思います。それはまちづくり条例でも、よくある規定の仕方だと思います。

それから、施策の具体的などころをとすることは、先ほどの町会・自治会の関係者の方々のやり取りの中で随分出てきていて、それは条例と、あるいは規則とか、さらには予定されている計画でどのように書いていくかと、この辺のすみ分けと言いますか、抽象度をどのように設定していくか、この辺も来年度以降というか、来年度考えることになるのかなと思いました。

区長が既に計画について語っておられるようですけれども、恐らくこの条例を根拠にして計画をつくり、推進していくということなのかなと思います。

L委員、ありがとうございます。いつも非常に緻密なご意見いただいています。

3時になりましたので、この辺で休憩します。

(休 憩)

A委員では、再開いたします。次はM委員から。よろしくお願いします。

M委員 よろしく申し上げます。私は最初のI、前文のところ、3つ目のところなんですけれども、「外国人も多く」というところを入れていただいて、あと、この「多様性のある自治体」とあるのですが、これだけの理由で多様性と言えるかどうかというのが少し疑問があります。

それと、自治会の活性化とか、地域コミュニティの活性化とあるのですが、活性化というのが、どういうことが活性化なのかというのが、私の中でイメージできなくて、それはある程度、条例の効果を図るためにも、活性化が何かというのを具体的に残しておかないと、評価にもつながっていかない、計画にもつながっていかないと思っています。

それから次のページの定義のところ、区内事業者等のところで社会福祉法人が入っていたのは、それは前々から思っていたので、とてもよかったなというふうに思っています。今は障害のある方とか病気のある方、そういう方も地域に住んでいらっしゃるの、それらの方をいかにして、どういうふうに町会・自治会が対応していくかというところも考えていかなければいけないので、挙げる必要があるかなと思います。

それから、この中で私として入れたほうがいいのかなと思っているのが、医療機関です。皆さんコロナのことでかなり大変な思いをされてきたと思うのですが、感染症が起きたときに、どんなふうに自治会として、町会として対処していかなければいけないのかということも考えていく必要があるの、そのときのよりどころとして、医療機関とかそれから医師会とか、あと訪問看護ステーションとか看護協会とか、どんなふうにやっていったらいいかなというふうに考えていく必要があるの、医療機関も入れていく必要があるかなと思っています。

それから、このイメージ図とそれから定義する項目があるのですが、項目出しのところが一致するようにしていく必要があるかなと思っています。

次は、介護つきマンションみたいなものが広告でもいろいろ出されているのですが、そことはどういうふうにつながっていくのかなと、疑問に思ったことです。以上です。

A委員 どうもありがとうございます。これ、いくつか問題提起いただきましたけれども、事務局何かありますか。

地域コミュニティ課長 活性化の定義というか、活性化とは何を指すのか、目指すのかは、E委員も活性化というのはどういう定義なのかというのは明確にしたいというお話がありました。

おっしゃるように、これから施策の検討や計画をプランという形でつくったときには、指標、効果検証と言いますか、どれぐらい達成して進んだのか、推進したのかというようなところも測っていかなければいけないので、定義については明確にしたいと思っています。

今、活性化といったところについて、これは委員会でオーソライズしているものではないのですが、来年度併せて議論ができたかなとは思っています。条例の名称にも使うようなことで想定されていますので、広域的な活動を行っていらっしゃる町会・自治会の活動が、将来にわたって皆さんに受け入れられて、関わって継続ができるような、そういう状態をイメージしているところです。10年後、20年後にも時代に合わせて人々と

一緒に連携したり、受け入れをして、参加をしていただいたりというようなところで、持続可能な組織であり、活動をしてい続けられる、そういうことをイメージしているところです。今後活性化の定義についても、皆さんにご意見をいただきながら検討していきたいと思っております。

それ以外のご意見についても、今後参考にさせていただいて、素案づくりの参考にさせていただきたいと思います。

M委員 よく分かりました。ありがとうございます。

それでもう1点、追加の意見なのですが、先ほどマンションのことがいろいろ挙げられていて、マンションのことはすごく重要だなと思っています。マンションの事業者とか、それから管理しているところとかの意見というか、そういうのが分からないので、そこにも少しアプローチして、意見を聞いていく必要があると思っています。

意見を聞くことによって、マンション事業者とか管理会社とか、それからそれにまつわる人たちもだんだん町内会という活動を意識しながら開発を進めなければいけないかなというふうに思ってくるような気がするので、その人たちの意見も聞いてみたらどうかなと思っています。また、ワンルームマンションに住んでいる人たちもどんなふうに町会を捉えているのかなというのは、私も非常に興味があるのでございますが、その辺についてもあまりよく分かっていないので、機会があったら聞いてみたいと思っています。以上です。

地域コミュニティ課長 町会の皆さんからはご意見を頂戴しているところですが、区内の分譲マンション、今回は分譲マンションの管理組合の方で、区が把握をしている1,500弱、1,450ぐらいのマンションに対しては、今回条例の検討の参考にしたいということで、アンケートを出させていただきました。

回収自体はそれほど多くなかったのですが、今集計中でございまして、次回の検討委員会のときには、参考資料として集計結果を出させていただきたいと思います。

何件か見た中では、戻ってきた数が少ないので、それが本当に使えるのかどうかというようなところもあるのですが、回答してくださった方の多くは、やはり町会に関わるのが重要だと思っていて、特に防災の分野が重要だというような回答が来ていますので、結果については情報共有をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

A委員 ありがとうございます。今、M委員のご意見の中で、活性化とは何かとありました。確かにそれははっきりしないと、条例の名称にもなっているしと思うのですが、通常第1条の目的規定の中に、抽象的ではあっても書き込まれるということになって、今

も骨子案の中に目的規定、第1条のイメージが描かれておりますけれども、これを条文の形にして、文言が出てきたときにまたいろいろ議論できるのかなと思っております。

それからご発言いただいたサ高住と言うのですかね。サービス付き高齢者向け住宅、私の母も入居しておりますけれども、非常に増えていて、この方々が町会に入るのかどうかとか、あるいは民生委員さんとかが訪問する対象になるんでしょうね。私の母も訪問していただいて、恐縮した次第ですけれども、そういったことを今後多分考えざるを得ないので、条例に何か書き込むかどうかは別にして、やはり考えざるを得ない論点だなとは感じました。ありがとうございます。

ではお隣、お願いいたします。

N委員 よろしくお願ひいたします。まずはここまで骨子もブラッシュアップいただいて、おまとめをいただきましてありがとうございました。具体化というのがキーワードとして皆様の意見にも出てきていますけれども、この会議も回を重ねるごとに議論が具体になってきていると感じます。前に進んでいるんだなという実感を持って参加させていただいています。ありがとうございます。

私はサステナビリティと言いますか、持続可能性という観点から2点気づいたこと、思ったことをコメントさせていただきたいと思います。ですが、今ここまでのお話で、既に事務局の方から、私が言おうと思っていたようなお話が出ていたので、繰り返しのようになってしまうのですけれども、コメントをさせていただきたいと思います。2点です。

1点が3ページの前文のところなのですが、思ったこととしては2つ目の項目の「近年、生活様式の変化や」というところなのですが、この後半、「町会・自治会加入率の低下や活動の担い手不足が深刻化している」ということは、これは前文に含めなくてもよいのではないかと感じました。

その理由はいくつかあるのですけれども、これは事実そうであり、リカバーするというためにも条例をつくっていくということではあると思うのですが、担い手不足を解決するための条例ではない。それは解決したいことの1つであって、やはり大きな目的としてはどの世代も、まちに住む人が安心して暮らしやすいまちにしていく。そのために機能している町会・自治会というところを盛り上げていく、つなげていくということが目的だと思うからです。

もっと分かりやすい言い方をすると、この後半のところはちょっとネガティブな受け止め方をされると思います。これまでの議論、皆様のご意見からも、若い世代の理解賛同

を得て、一緒に活動をしていって、将来にわたって、時代に合わせてとおっしゃいましたけれども、長く、未来に向けても住みやすいまちにしていくための活動を活性化することだと思しますので、こういったネガティブに捉えられそうな表現は省いて、ポジティブな、やっぱりいい社会にみんなですていくというところを、希望が持てるような表現に、全体としてなっているとすばらしいなと感じた次第です。

また細かいことを言うと、この2項目目の後半は加入率っていう言葉も入っていて、加入という言葉は避けるような形で、これまでも皆さんで努めながら話してきていますので、そういった意味でもこの後半のところの表現はご検討いただきたいと思います。

それからもう1つが7ページ目の役割のところ、3ページの前文とも関連するところなのですけれども、①の町会・自治会の記載する事項というところ、赤字で追記もいただいて、前よりもさらに、皆さんの意見も取り入れていただいた具体的な表現になったかなと思います。

一方でちょっと言葉尻かも分からないのですが、やはり伝えていくだけでは、伝えていけばよいということではないのかなと考えまして、例として、先ほども事務局の方もおっしゃったのですが、伝えるだけではなくて、今までやってきたことの実績とか知見というのももちろんそうですけれども、活動自体を時代に合わせて変化しながらついていくという意味でしょうか。ただ、情報として伝えるということに捉えられるのではなくて、活動自体を持続していくという、ナレッジとか活動アクションそのものをつなげていくというような、より考え方だけではなくて、アクションであるということを伝えていくんだということが分かるような表現になっているとよいかなと思いました。

最後ですけれども、今役割のところでお話をしましたが、このお話は前文の1項目目にも、これまでずっと町会・自治会が様々な活動をして寄与してきたということが、この前文の1項目目にも入っていると、長く存在していて活動をしてきた。でも、知らない人がいるから知ってもらいたいというところにも、寄与してきたということが入るだけでも、すごく伝わるのではないかなと思った次第です。以上です。

A委員 ありがとうございます。前文については、来年度検討することになるのだと思うのですが、ご発言いただいた箇所を考えると、この部分は立法事実と言うんですね。

つまり、どういう客観的な事実があって、それに対処するためにこの条例や法律をつくるのかという、その客観的に存在している事実ですね。それを立法事実と言うのですけれども、立法事実として、担い手不足が深刻化しているといったようなことを特出しして条

例に書くということが適切なのかという、そういう問題提起として考えると、ほかにもいろいろ言うべきことがあるかもしれないし、将来に向かった希望も言うべきかもしれないし、どうやったらバランスのよい前文になるかという宿題が事務局に課されたのかなと感じました。ありがとうございます。

総合政策部長 総合政策部長の菊島と申します。よろしくお願いいたします。

骨子案をつくるにあたって、先ほど委員長からもお話がございましたとおり、町会・自治会での意見交換会で非常に貴重なご意見を皆さんからいただいておりますので、この骨子案から素案になる過程で、1つ1つの意見がどういう形で反映されているのか、また、その意見が直接的に反映されない場合は、どういう考え方でそれが採用されなかったのか。今の時点ですと、ご意見だけは一覧としてはありますけれども、そういった区の考え方が最終的にお示しできるといいと思っています。

A委員 ありがとうございます。パブリック・コメントに対応するときの一覧表を事務局もつくってほしいということになるのでしょうか。その辺の処理の仕方はとりあえずお任せしたいと思います。

総合政策部長 パブリック・コメントのような形式にこだわらずとも、多少、近いご意見などもあるかと思しますので、それを包含して、こういう方向で区としての考え方をお示ししますという形で出せばいいかなと思っています。

地域振興部長 地域振興部長の大柳でございます。今日ご用意させていただいた骨子案を事務局と一緒に作る立場にいるものですから、なかなかこれに対して意見というのはないのですが、我々がこれをつくる際に想定していたことや、思いがあり、作成したというのがあるのですが、それでもやはり委員の皆様から今回貴重な意見をいただきましたので、これは条文をつくる際に十分反映させた形でやらせていただきたいなと思ったところが1点です。

それと、やはりコミュニティの活性化、町会・自治会の活性化というのはなかなか定義づけが難しいということがあったので、これは少し、先ほど事務局からもありましたけれども、他の自治体、また我々が目指すところを明確に、どこまで文章にできるかということを検討させていただいて、条文のほうをつくっていきたいということ、今日皆さんから意見をいただいて、考えるところでございます。

一方で、成果や指標というのは、事務局のほうからも説明させていただきましたけれども、実現していくにはやはり計画なり、施策というのが必要であって、その計画、施策の

中で、政策を行うという以上は、結果的にそれがどういった効果を生み出した方というところまで責任を問われますので、そういったところで指標や一定の数字、区民意識調査ですとか区政モニターアンケートもありますので、そういったもので成果を図りながら、活性化や成果というものを区民の皆様、関係者の皆様にお示しできるかなと、感じたところでございます。そのような形で進めていきたいなと思っているところでございます。以上です。

A委員 どうもありがとうございました。ではお隣お願いいたします。

石塚所長 大久保特別出張所長の石塚でございます。私は現場の所長として、昨年8月、また今年2月の意見交換会、あるいは日常的に町会長さんたちとお話する中で、やはり地域の方々、1つは地域の伝統文化、これを継承しているといったこと、気概を感じているといった点で、前文に取り入れられた点はよかったということと、新宿ならではの特性といったところ、外国人の多さ等々も触れられているといったところが、前文に反映ができているというふうに思っています。

また役割について、地元の町会長たち、本当にワンルームマンションをはじめとする共同住宅等に関しては加入促進、苦慮されている点があるということで、今回建設事業者あるいは管理者、それぞれ役割を定めたといったところで、これでどのように実効性が担保されていくか、そういったところに地域の方々の関心が移りつつあるのかなということを現場で感じているところでございます。以上です。

A委員 ありがとうございます。特別出張所のお立場からありがとうございます。では、こちらの列のほう、お願いいたします。

Q委員 よろしく申し上げます。実際、町会を運営している立場から骨子案を拝見させていただきまして、活動している側からすると足りないなというところがございます。

まず1つは外国人をどう取り込むかという点がこの骨子案にあまり記載されていなかったものですので、もう少し踏み込んで区民の中に外国人も含めてという感じで、一緒に取り込んで活動できないものかなということを考えておりました。

もう1点、小学校なのですけれども、区立の小学校で校長先生が変わると地域の商店街に授業で生徒を連れていろいろ、そこでコミュニケーションが生まれるということがあったのですけれども、校長先生が変わってしまうとそれがなくなってしまうケースがあります。こうした点を小学校の役割のところ、⑥番ですけれども、ここに例えば地域と一緒に活動する授業を設けるという文言を入れていただけたらいいかなと、感じました。

最後にマンションの件ですが、やはり我々の地域のところには非常に大きなタワーマンションが何棟も建っております。このタワーマンションは補助金を投入しています。補助金を投入しているが、町会に入ろうとしない。完成してから門前払いをされたところもあります。これをなくそうとするために、私の地区ではエリアマネジメントを立ち上げて、いろいろ取り込んで活動していこうということでやって、1年半ぐらいしかたっていないのですけれども、先ほどL委員がおっしゃられた、マンション全体、一括りにはせずに、例えば補助金が入ったマンションと個人が建てたマンション、それから不動産会社が建てたマンションと、マンションの中でも分類してみてはいかがかなというふうに思います。これを、私一区民としては非常に悔しい思いをした経験がありましたので、そこをこれからどう細分化して、詳細に書いていくか、今後考えているところでございます。以上でございます。

A委員 ありがとうございます。具体的にご指摘いただきましてありがとうございます。

地域コミュニティ課長 ありがとうございます。外国人の取り込み、それから学校との連携、マンションの分類分けをしてどうしっかり連携させていくかというところについては、条例の中に具体的に書き込むというよりは、具体的な施策、あるいは仕組の中で、現時点ではしっかり施策体系の中で具体化をして、連携や協力、体制をつくれたらなというふうに思っているところです。

また、条例に関しましても、これから具体的な条文の形の素案をつくってまいりますので、施策とセットで見えていただいて、ご意見を頂戴していきたいなと思っております。

P委員 よろしく申し上げます。意見交換会の資料を見せていただいたのですけれども、いろいろなご意見が出ているんだなと感じました。

今、隣のQ委員のほうからもおっしゃっているとおり、私の町会もマンションの課題がありまして、すでに建っているマンションについては、現状を変えるのがなかなか難しいのではないかなと感じています。

新しく建つマンションに関して、どういうふうに町会を勧めていくか、強制的なことではなくて勧めていくかが大事です。実は建ってしまったマンションの中でも、もう中のオーナーさんは、もともと住んでいたオーナーの方が亡くなってしまって、お子さんたちは地方に住んでいて、連絡のとりようがない、区に聞いても個人情報だから教えられないところがあるマンションが多くて、最終的にも連絡先が分からず、アプローチをやめようということになっているところが多いです。

マンションに住んでいる方は何人か個人的に払っていただいているところも多くて、やっぱり一緒に活動して、一緒にまちを盛り上げていきたい人も住んでいますので、その人たちをどう取り込んでいくかというのも大事だと思っています。

外国の方が買われた建物も多くあるようで、これから建つマンションに関してきちっとしていただけるといいのかなと思います。

町会の一番のメリットは、防災の備蓄品を配るといったこともあるが、一緒に活動して、顔を見せて、一緒に盛り上げて、楽しくやっていくことだと思っています。活動に少しでも参加してもらえように行事を行っていけば、決してなくなるものではないと思っています。

それともう1つ、さっきの図式のほうにいろいろな意見が出ていたのですけれども、例えば町会の推薦を得て、民生委員も選出しています。町会長の皆さんはどこにどんな要介護の人が住んでいるかというのはご存じなのですけれども、どこにどんな人が住んでいるかというのは、自分の班以外はあまりよく知らないです。自分の班の人に関してはよく知っているのですけれども、防災の意識とかそういうのを考えて、少しでも個人情報ですけれども、「この人は、こういう人が住んでいるのよ」というのが分かれば、みんなで助け合っていけるのではないかなというのは感じました。以上です。

A委員 貴重なご意見ありがとうございます。それではさらに進んでいただいてよろしいでしょうか。

G委員 先ほどお話しあった外国人の取り込みというのが、私もちょっとどうしていくのかなというのがあって。その部分はいろいろ取り込むのに、あまり義務にもなってはいけないし、その辺バランスというか、どうやって外国人たちに協力してもらえのかなというところがあるので、ちょっと書きぶりも難しいかと思います。新宿区は、外国人の方やマンションが多いですし、外国人への対応が課題と思いました。

それから第2回目の検討委員会で、条例の役割で大学があるのですけれども、前回のときに大学はどちらかというと消極的な意見があったというふうに記憶しています。条例をつくって、この役割の中で区内大学がどういうふうに条例に対して対応するかというのは、個人的に感じています。

それから今まで1回目も2回目もあって、努力規定という話であって、義務とはしない。今、L委員がおっしゃって、町会・自治会との連携に上手くつなげるというような条文、条例になるのだと思うのですけれども、新宿区としては実効性の担保や成果をあげないと

いけないとは思いますが。そうした考えで、実効性は担保するのだけれども、大学側が消極的ににならないような条例にしていただけるかなというのが感じたところです。以上です。

A委員 ありがとうございます。それでは次。

O委員 皆さんいろいろなご発言をいただきましたので、私は前文のところで1番、「歴史・文化の継承」というような、これはやはりその地域ごとにいろいろなものがあるかと思っていますので、これを入れていただいたということはとてもよかったかなと思っております。次世代につなげるためにぜひこれは必要なかなと思っております。

それから4つ目ですけれども、「相互理解と思いやりの気持ちを持って」という文言が前文に入ったということで、何か全てのものに通じるのかなというふうな感じをいたしました。

それと骨子案云々ということではなくて、やはりこの条例をつくるにあたって、全地域町会・自治会との意見交換会を10カ所開催しておまとめいただいたということで。町会長、自治会長にフィードバックしてご意見を伺い、また、それを修正した骨子案が出来上がって、これから検討委員会で条文をつくっていくわけですけれども、そういう中で、検討委員会だけが作成したという形ではなくて、こういうふうに意見交換をすることによって、そしてまたご意見を伺って、みんなが参加した条例だといった考えがあると思います。

これから条文を作成して、また、10カ所にフィードバックをしていただいて、最終的なものが出来上がると思っております。そしてそれを元に、今度は自分たちがつくった条例ということで、区民の行動とか、あるいは区の行動、計画や施策につなげていくということで、生きた条例になり、持続可能な町会・自治会になるかなと思っておりますし、先ほども10年、20年後を見据えた、そんな話がございましたけれども、本当にこの新宿に住み続けてよかったなという、そんなコミュニティになればいいというふうに、願いを込めて発言させていただきました。ありがとうございます。

A委員 どうもありがとうございました。

F委員 骨子案についていろいろご意見を申し上げたいと思います。

骨子案の完成度が高くなってきたのではないかなと感じておりまして、その中でも前文のところで、さきほどL委員がおっしゃったように、何で町会・自治会がなくてはならないのかという位置づけがはっきりしていなかった。そこでパートナーとか、相棒といった具体的な文言を入れると、「どうしても町会・自治会は必要なんだよ」というのが感じられて、大変分かりやすいと思っております。

次にイメージ図なのですが、5ページになりますけれども、直されて、いろいろな各団体の組織の名前が入っておりますけれども、ただ丸が入っているだけで実際どういうふうに関わっているのかというのが分からない。かえって細かくなり過ぎてしまって、町会としてはこの団体は何をどのような協力をしてくれるのと、逆に町会のほうでも分からなくなってしまうのではないかなと思うんですね。ですから、あまり細かく分けずに、関係各団体というふうにまとめてしまってもいいのではないかなと思うんです。そうしないと、混乱が生まれると思っております。

次にマンションのことにつきまして、マンションの事前協議についてですが、その事前協議をどうやるのかというのを町会等で理解をしていないと、マンションの関係者の方が町会に来た時に、町会長はどのような対応をすればいいのでしょうか。ただ、簡単に事前協議をしますと言われても、町会長は何をしていいか。ただ、町会入るだけでなく、加入のメリットを伝える必要がある。

ですからその内容、それから事前協議をやらなければいけないようになったときに、町会の誰がそれに対応するのかということは、対応するための組織がまた町会の中でも必要になってくるので、町会長にその責務がかかっていきますと大変負担が大きくなると考えております。

私の地域では、まちづくりをやりましてガイドラインをつくりました。小さいアパート、ワンルーム関係ですけれども、それは事前協議が要りますよというふうにガイドラインに入れるために、年に何本か私が審査をするようになっている。まちづくりの代表として今審査をしているのですけれども、そういうものまで今度は町会長がやらなければいけないのか。ましてやマンション全部と言われると、数が多いのではないかと思います。それを私らが仕事を増やして、その責務を負わなければいけない。それは大変負担になるのではないかなと思っております。

それに関連しまして、区の責務としまして、町会の負担にならないように、区と町会とやっていく、計画をつくり出すという文言があるのですけれども、そうすると先ほど申し上げた事前協議に対しても、町会には負担をかけませんとなります。これは相反する文言になっておりますので、その辺は区としてどうお考えなのか。町会としてもよくしていただければ、区の施策に対して十分な協力はしなければいけないとは考えております。

以上4点でございましたけれども、今回の骨子案についての私の意見といたします。あ

りがとうございます。

A委員 ありがとうございます。それでは副委員長のB委員にもぜひ骨子案について、あるいは既に出たご意見についてご発言いただきます。

B委員 ありがとうございます。今日委員の皆様のご意見を伺っていて、皆さんから意見がしっかりと出てきているなと思いましたが、条例づくりの中で、まずきちんと町会・自治会を位置づけるというのはとても大事なことです。

この点についての議論は大分形ができてきましたし、それから各意見交換会の中でたくさんの意見を事務局の皆さん集められて、その意見を反映してきたという。特にキーワードになりますのは新宿区の多様性、この多様性やこのまちの特徴を生かしながら、持続可能にしていくという、そのためには参加、それから協力、連携が必要ということに異論のある方はほとんどいらっしゃらないと思います。

それぞれの立場はこの条例の中できちんと盛り込まれて、形が整ってきたのかなと思うのですが、事務局からもそうですし、私からもお願いしましたが、特に町会・自治会関係の委員の皆さまは実際に町会を動かすという、非常に大変な活動をなさっていらっしゃると思いますが、実際にどうやって動かすのか、どういうふうにその理念を形にするのかという話になってくれば、今度は具体化のためのコミュニケーションのプラットフォームが必要になってきます。相互理解の場のもう一段下で具体的に相互理解をしながら、形をつくっていくということですね。

そこには行政がどう動くかということも重要ですので、ここに全体的に計画が必要だと考えています。そしてその施策を動かすために体系が必要だということについても、合意ができてきたと思います。この条例と計画のセットで、この新宿区の構成が、施策の構成が進んでいくという、その体制が作り上げられてきたということは、ここまでの最も大きな成果だったのではないかと思います。

ぜひ、ここの大都市できちんと条例で、町会と自治会を定めて、地域を動かしていくという、そうした方向性がこの委員会できちんとできてきたということは、A委員はじめ、皆さんのご努力の結果かなというふうに思いました。

ぜひ、これを来年度は形にするために、さらに条例の条文、それから計画の内容について、議論を進めていければと思います。感想と意見です。以上でございます。

A委員 B委員、ありがとうございます。全体を通して何か事務局としてご発言になりたいことはありますか。

地域コミュニティ課長 前文はじめ、条例の素案づくりにかかりますので、本日いただいたご意見について十分参考にしていきたいということが1つ、それからF委員からあったマンションの事前協議の内容や仕組み、同時にやはり町会・自治会への負担をかけないというところを担保しながら、実効性を高めるというところで、具体的な取組や事業の検討も今後やっていきたいとは思っております。

A委員 B委員も言われましたけれども、ここまで議論を皆様方のお力で煮詰めてきて、もう今後実際に条文を見ながら具体的にどうするのか、何を条例に定め、何を規則に落とし込み、さらに何を計画として具体化するのか、こういったことを想定しながら、緊密に議論をすべき段階に入りつつあると感じております。

今日、骨子案を確認したということにさせていただきたいと思いますが、いただいたご意見、まだまだこの骨子案で次の条文の作業に移るときに、今日皆様方からいただいたご意見を反映しながら、来年度進めていくということになっていくと思います。そういうものとしてこの骨子案をこの委員会として、今年度かけてたどり着いたということだと思います。ここまで来ましたことにつきまして、委員の皆様方、それから事務局に厚く御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

まとめというわけではなくて、感想ということでございますけれども、ご議事の3番は終了いたしたいと思います。

次第の4番ですね。(仮称)新宿区町会・自治会活性化推進条例の中間報告会が、予定されておりまして、これにつきまして、それからもう1つ、次第の5番に書いてあります令和6年度の検討スケジュールについて。事務局からご説明いただきたいと思います。

地域コミュニティ課長 それでは、次第の4番のまず中間報告会ということでご説明させていただきます。本当に今日も様々な意見が出まして、骨子案についてご意見をいただいて、次年度の条例の素案づくりに入るわけなのですが、今年度ここまで検討してきたんというところの、あくまでも中間報告でございますが、区民の皆様幅広くお示しし、ご説明をする場であり、みんなで町会の活性化や、地域コミュニティの活性化について考える場、機会を設けたいということで、この中間報告会を開催させていただこうと思っております。

お手元にチラシと、それから当日お配りをしようと思って考えておりますパンフレットをお配りしてございます。3月23日土曜日午後2時から4時ということで、牛込箒笥区民ホール、場所といたしましては大江戸線の牛込神楽坂の駅からすぐのところにて2時か

ら4時で開催をする予定です。

チラシの裏面にプログラムを書かせていただいているのですが、単に条例の骨子案を説明するだけではなかなか伝わりにくいというようなこともございます。第1部と第2部に分けさせていただいて、第1部では宝塚大学の渡邊先生、それから中村廣子委員はじめ、新宿二丁目町会の二村さんにご登壇いただき、地域における連携事例の報告、それから映像による町会紹介ということで、上落合西町会、淀橋町会、上落合東部町会の映像による紹介をさせていただこうと思っています。

条例の骨子案の説明を挟みまして、第2部では新宿の地域コミュニティの未来、地域コミュニティのあり方やどう関わるのがこれからの時代にふさわしいのか、どういう可能性があるのかということについてパネルディスカッションをさせていただきたいと考えてございます。

続きまして、来年度令和6年度の検討スケジュールです。先ほどから申し上げてございますが、来年度は条文の素案づくりに入っていかなければならないところでございます。

資料の4と資料の5をお配りしてございますが、最初に資料の5をご覧ください。検討委員会の日程表でA4の縦でございますが、表形式になっておりまして、令和6年度の検討委員会は全部で4回、予備の日程も含めて4回計画をしてございます。5月23日、7月4日、10月24日、そして予備の12月ということでございます。

次に資料の4をご覧くださいませでしょうか。検討のスケジュールを令和5年度と令和6年度と両方併せて書かせていただいた表になっております。令和5年度は条例の骨格として、どういう項目をどういう考え方で定めていくのかという、基本的な方向性を議論・検討していただきました。

令和6年度はこの条例の骨子案に基づいて、素案の検討・作成を行います。令和6年度まず、5月の下旬に条例の素案の原案について、10地区の町会・自治会の皆様と意見交換会をします。意見交換会に先立ちまして、先ほど日程表でもお示したように、5月23日、事務局でまた条例素案のたたき台、原案を事前にお示しをさせていただいて、検討委員会でご意見を頂戴したいと思います。その後に、この5月の下旬に、10地区の町会・自治会と意見交換会を開催する予定でございます。

その後なのですけれども、町会・自治会からもご意見をいただいた後、それを反映した素案を再び7月に検討委員会で確認、再度ご意見を頂戴したく存じます。それが7月4日の令和6年度の2回目の検討委員会です。そしてその後、パブリック・コメント及び地域

説明会を行ってまいります。パブリック・コメントの結果とその意見を反映した条例素案を10月の検討委員会、10月24日に予定してございますが、検討委員会で最終確認をしていただき、その後は区議会へ条例案として上程をする手続、そういう流れになってございます。最終的に区議会で条例案の議案をご審議いただきまして、手続としてはお任せをするというようなことになろうかと思っております。

令和7年度の4月施行ができるように目指して、検討を進めていただきというふうに考えてございます。

検討のスケジュールについては以上になります。よろしくお願いいたします。

A委員 ありがとうございます。今週土曜日の中間報告会についてと、それから来年度の予定につきまして説明いただきました。何かご質問はございますでしょうか。どうぞ。

L委員 2点ほどあります。まず中間報告の概要、中間報告会の概要という資料、3ページですけれども、やはり先ほどから出ていたように、マンション建設事業者の記載の中で、義務という言葉が入っています。これは適当なのでしょうか。

それから2点目ですけれども、令和6年度において、条文が出来上がってくると思います。その場合に、具体的な施策と、情報ごとに照合された資料があれば、ここでとても議論というのがしやすくなるかなということで、資料をまとめていただければと思っています。以上です。

地域コミュニティ課長 マンションの義務の記載でございますけれども、今の時点では規定の書きぶりについては、まだこれからでございますが、ある程度義務という形で、考えているところでございますが、先ほどお答えさせていただいたように、「しなければならない」という表現にするのか、あるいは「するものとする」というトーンを下げた形にするのか。いずれにしても現時点ではフィックスをしているものではございませんので、こういった考え方に基づいて、実際の条文の検討を一緒にご議論していただければと思っています。

また、施策の検討状況については、検討委員会のほうでも、もちろんお示しをさせていただきまして、同時並行で条例の条文の検討、それから施策について庁内の検討会議で検討を進めてまいりますけれども、併せてご意見についていただきたいと思いますので、情報については随時させていただきたいと思っております。

L委員 義務の表記はこのままですか。

地域コミュニティ課長 現時点では義務という表記とさせていただければと思ってお

ります。

A委員 義務については、手続的義務なので、そこは、私は大丈夫ではないかなと思っています。また、これは最終決定ではないので、これについては法制的、ないしは社会的に異論が出れば当然変えるということになると思いますので、大丈夫ではないかなと私は思います。

L委員 協議自体が、協議しなければならないというのは手続なのですか。それとも協議の手続という、手続規定が、協議しなければならないという表記は、手続規定に当たりますかね。

A委員 協議した結果、合意に至らなければならないというのがないので、手続ではないかと思いますが、事務局でもご検討いただきたいと思います。

地域コミュニティ課長 今、検討委員会の中でご意見があったというのは、今後法制担当と条文をつくるにあたって議論をするポイントだと思っていますので、こうしたご意見があったということはしっかり事務局でも受け止めさせていただいた上で、どういう素案の条文にするのかというのは考えていきたいと思っています。どうもありがとうございます。

A委員 ありがとうございます。ほかにいかがですか。

G委員 義務という言葉だけを変えるのは無理かと思うのですが、そう感じる方がいらっしゃるとすると、この場で議論して、そうした意見も出ているということをエクスキューズで言ったほうがいいのではないのでしょうか。

地域振興部長 今、事務局からもありましたけれども、この検討委員会の中でそういう意見が出ていると、今、G委員がおっしゃってくださったようなエクスキューズをつけた上で説明はさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

A委員 ありがとうございます。義務と言ってもいろいろな義務がありますし、「ものとする」という言い方などもありますので、検討委員会でも意見がありますということを、当日、地域コミュニティ課から骨子案について説明しますので、そこで捕捉していただければと思います。

A委員 ありがとうございます。では、以上をもちまして、第3回目の検討委員会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

